

令和5年度の個別労働紛争解決制度の施行状況

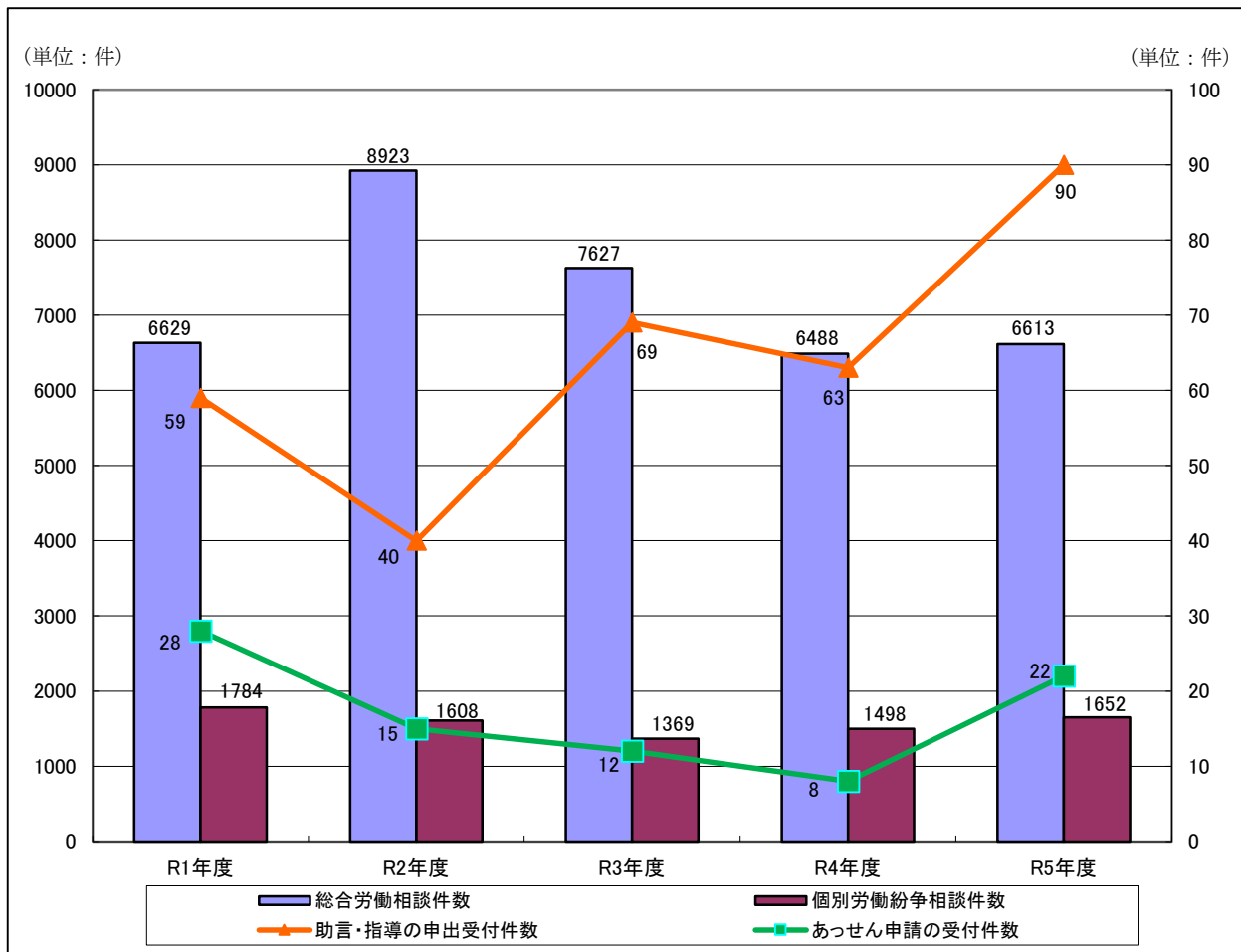
「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づく個別労働紛争解決制度の施行状況は以下のとおり。カッコ書きの数字は令和4年度の数字である。

1 総合労働相談コーナー(県内4箇所)で受け付けた相談状況

(1) 山梨労働局においては、当局内のほか、甲府、都留及び鯉沢労働基準監督署内の県内計4箇所に、あらゆる労働問題にワンストップで対応するための「総合労働相談コーナー」を設置している。

総合労働相談コーナーで受け付けた総合労働相談件数、個別労働紛争相談件数、助言・指導の申出受付件数、あっせん申請の受付件数の過去5年間の推移は図表1のとおり。

図表1 過去5年間の利用状況の推移



(2) 令和5年度における相談件数は6,613件（6,488件）とほぼ前年並みだった。

助言・指導件数は90件（63件）と増加、有給休暇など労働条件に関するものが33件（30件）と最も多かった。

あっせん件数についても22件（8件）と増加、退職勧奨4件（0件）、労働条件引き下げ、採用内定取消、解雇が3件ずつ、出向・配置転換、雇止め、いじめ・嫌がらせが2件ずつとなっている。

2 民事上の個別労働紛争の相談状況

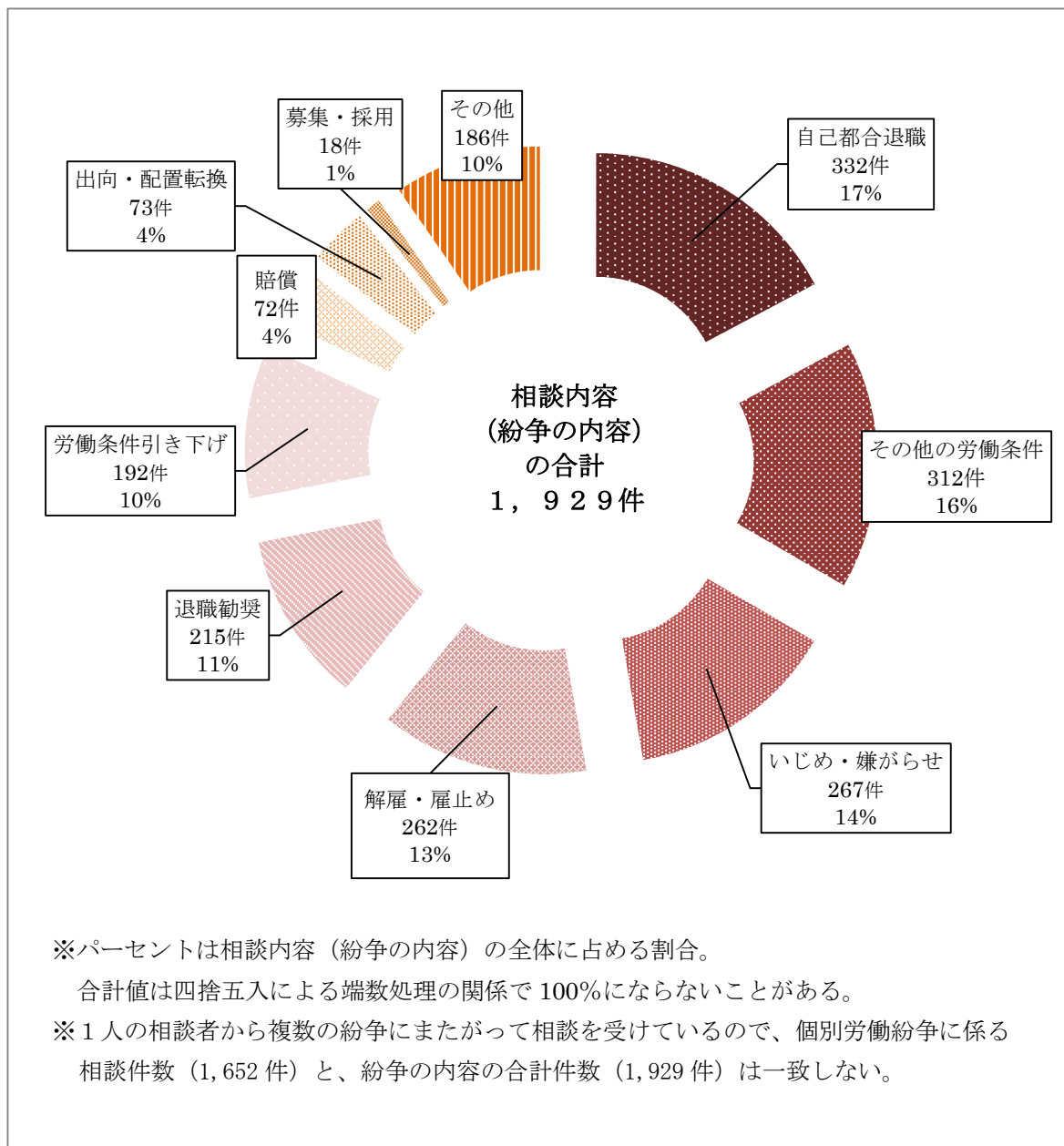
(1) いじめ・嫌がらせ、労働条件の引下げ等のいわゆる「民事上の個別労働紛争」の相談件数は1,652件（1,498件）であり、前年度比で10.3%増加した。

(2) 民事上の個別労働紛争の相談内容（紛争の内容）を見ると、

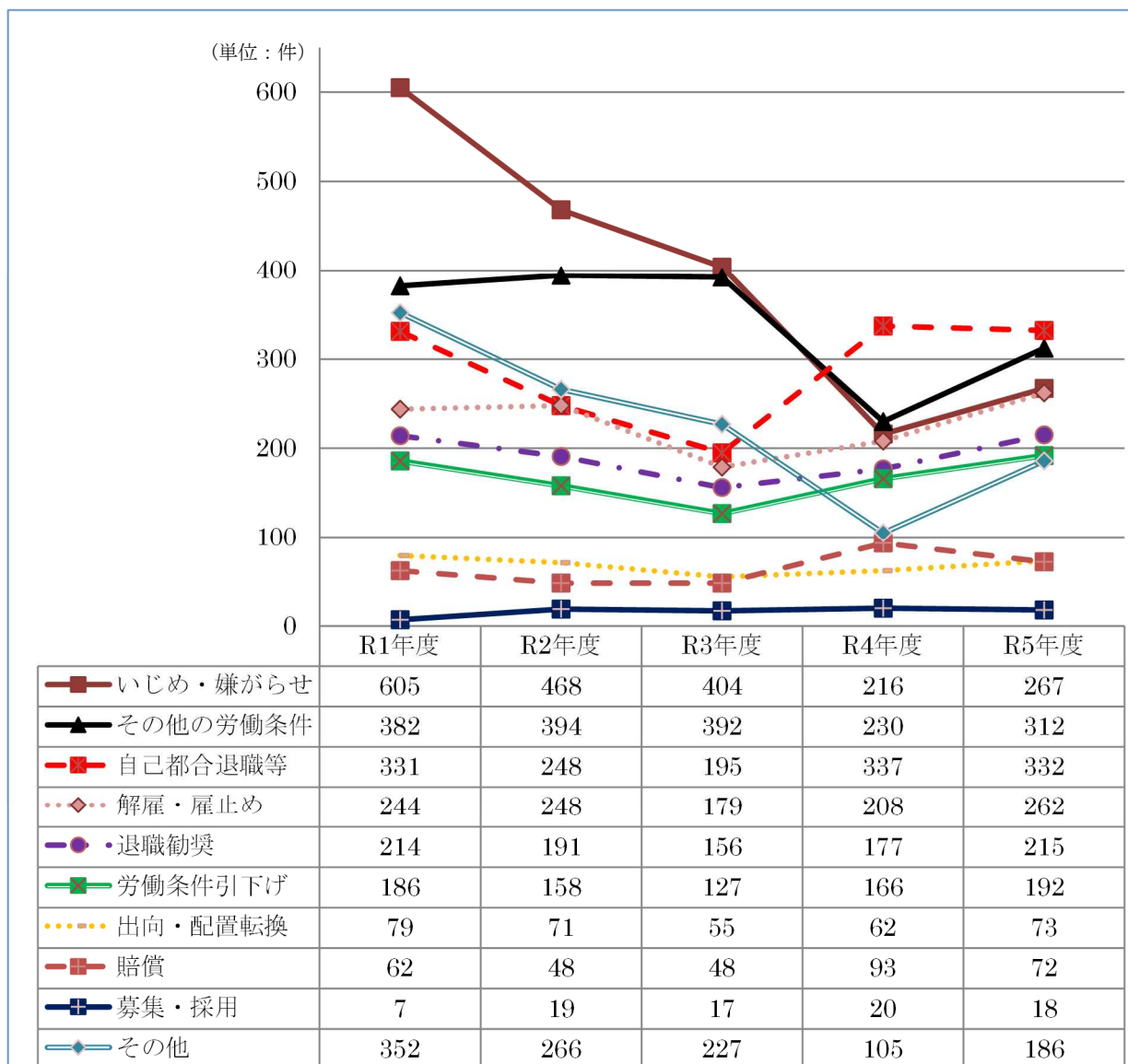
- ① 自己都合退職 17.2%（20.9%）
- ② その他の労働条件 16.2%（14.3%）
- ③ いじめ・嫌がらせ 13.8%（13.4%）

に関するものが上位を占めている。（図表2）、（図表3）、（図表4）

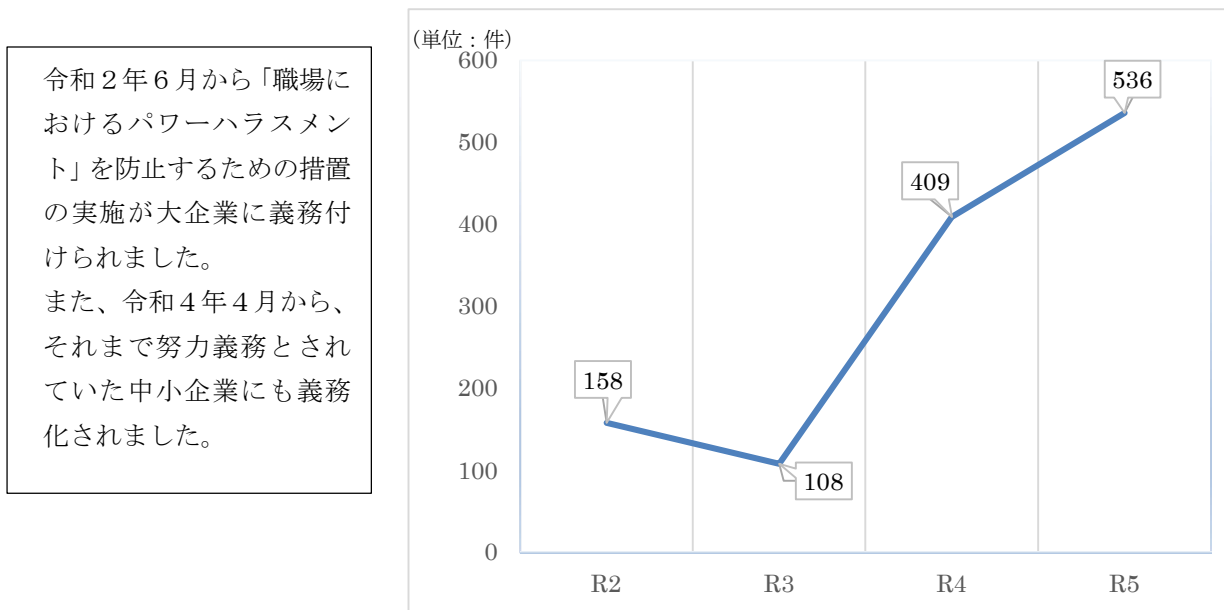
図表2 民事上の個別労働紛争の相談内容（紛争の内容）別の件数



図表3 民事上の個別労働紛争の相談内容（紛争の内容）別の件数推移（5年間）



図表4 職場におけるパワーハラスメントの相談件数推移



3 労働局長による助言・指導の状況（別添1参照）

助言・指導の申出件数は90件(63件)であり、前年度比で42.9%増加した。

紛争の内容としては、有給休暇、労働条件に関するもの33件(30件)が最も多く、次いで労働条件引下げ22件(5件)、自己都合退職9件(3件)、出向・配置転換7件(5件)、雇止め6件(4件)等の順であった。

4 紛争調整委員会によるあっせんの状況（別添1参照）

令和5年度のあっせん申請件数は22件(8件)で、前年度比で175.0%増加した。

令和5年度内に手続きを終了した紛争の内容は、退職勧奨4件(0件)、労働条件引下げ3件(1件)、採用内定取消3件(0件)、解雇3件(1件)、出向・配置転換2件(2件)、雇止め2件(1件)、いじめ・嫌がらせ2件(0件)となっている。

5 制度利用の促進（別添2参照）

個別労働紛争解決制度は、平成13年10月に施行された「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」（以下「法」という。）に基づくものであり、法施行から20年以上経過したが、人事労務管理の個別化等の雇用形態の変化を反映し、県内4箇所の総合労働相談コーナーには、労働問題に関する相談が若干の増減はあるものの依然として多く寄せられている。

個別労働紛争は、紛争当事者が早期に、かつ誠意を持って自主的に解決を図ることが望ましいが、それらが困難な場合の円満な解決のための行政サービスとして、労使がより簡易・迅速に個別労働紛争を解決できるよう、山梨労働局では今後とも本制度の一層の周知及び円滑な実施に努めていくこととしている。

☆ 山梨労働局管内の総合労働相談コーナー（4箇所）の所在地等 ☆

コーナー名及び所在地	電話番号
①山梨労働局総合労働相談コーナー 山梨労働局雇用環境・均等室 甲府市丸の内1-1-11	055-225-2851
②甲府総合労働相談コーナー 甲府労働基準監督署 甲府市下飯田2-5-51	055-224-5620
③都留総合労働相談コーナー 都留労働基準監督署 都留市四日市場23-2	0554-43-2195
④鯉沢総合労働相談コーナー 鯉沢労働基準監督署 富士川町鯉沢1760-1	0556-22-3181